

2023 燃建発第 1 号  
2023 年 5 月 22 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108  
日本原燃株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

使用前確認申請内容の変更について

2022 年 9 月 21 日付け 2022 燃建発第 11 号をもって申請した使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の五第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 変更の内容

- (1) 2022年9月21日付け2022燃建発第11号をもって申請した申請書記載事項の「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。変更箇所を下線で示す。

(変更前)

工事の工程

構造、強度及び漏えいに係る検査

期日 自 2022年10月

至 2024年 7月

場所 再処理事業所

むつ小川原生コンクリート(株)

野辺地レミコン(株)

(株)附田生コン

三井造船特機エンジニアリング(株)

千葉工場

蔵王工業(株)

(変更後)

工事の工程

構造、強度及び漏えいに係る検査

期日 自 2022年10月

至 2024年 7月

場所 再処理事業所

むつ小川原生コンクリート(株)

野辺地レミコン(株)

(株)附田生コン

三井造船特機エンジニアリング(株)

千葉工場

蔵王工業(株)

イワト工業(株)

(2) 2022年9月21日付け2022燃建発第11号をもって申請した申請書記載事項の「添付資料 - 1 : 工事の工程に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

(3) 2022年9月21日付け2022燃建発第11号をもって申請した申請書記載事項について、以下のとおり変更する。変更箇所を下線で示す。

(変更前)

加工施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

(変更後)

加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

## 2. 変更の理由

- ・使用前事業者検査に係る工事の工程のうち、場所を追加する。
- ・使用前事業者検査に係る工事の工程のうち、検査項目の一部を削除及び追加する。
- ・誤記を訂正する。

以上



